

2018.12.01

加賀山 茂 先生来ゼミによる特別ゼミ

「<判例研究>名義貸しによる割賦販売(個別信用購入あっせん)の効力と購入者の抗弁」
(最三判平 29・2・21 民集 71 卷 2 号 99 頁(立替金等請求本訴, 不当利得返還請求反訴事件))

明治学院大学法学部 倉重ゼミ

意見書・質問書

I 最三判平 29・2・21 民集 71 卷 2 号 99 頁について

1. 顧客が名義貸しに承諾しているも、業者側が重部分についてその説明をしていた場合は、支払いが免除される。名義貸しは不正だが、顧客が背負うリスクの有無などについて業者が嘘を告げてそれを顧客が誤解した場合は保護に値し、契約を取り消すことができると最高裁は示していた。業者側が事実と異なることを言い顧客がそれを信じてしまった場合や、今回の事例のように嘘をつかれて断っても頼み込まれて契約をしてしまった場合など顧客側からするとなぜ自分が代金を支払わなければならないのかと思う人が大半なのではないだろうか。その点においてこの最高裁の判断は妥当ではないかと感じた。

しかし名義を貸すという行為自体が不正なことであるし、常識的に不正行為であるということは認識できたはずである。業者側から事実とは異なる説明を受けていたとしても不正な取引に該当するから、意思表示の取消しを認める事はできないという山崎裁判官の反対意見も納得できる。

2. 名義貸しを必要とする高齢者等がいること、高齢者等を購入者とする売買契約及び商品の引渡しがあること並びに、高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であっても本件販売業者において確実に改正後契約に係る上告人らの被上告人に対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及びあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無について虚偽を述べている事案であり、空クレジットの事案について広く適用できるかは慎重な検討が必要であると思われる。

3. 立替払い契約のメリットである資金調達の多様化や初期費用の軽減などを利用して資金を調達しようとしている悪質な販売業者は沢山いる。顧客に対して真実とは異なることをいって契約をさせたり、強引に立替払い契約を締結させたりするなどである。このようなことを踏まえると、名義貸人は簡単に被害者になり得るのである。最終的に支払いを迫られるのは名義貸人でありこのことの恐ろしさを国民に対して伝える義務があると本事案を通して感じた。

コメントの追加 [A1]: 割賦販売法の根拠条文を示すことが必要です。

法学部の卒業生か、そうでないかは、生の事実に対して、適用されるべき条文を指摘する能力があるかどうかで分かります。

憲法 76 条 3 項に「裁判官は、…この憲法及び法律にのみ拘束される」と書かれているのは、法曹のあるべき能力を述べているのだと、私は解釈しています。口に出して言うべきかどうかは別にして、問題が起きるごとに、適用条文は何かを常に考えるようにしましょう。それが、法学部の卒業生の義務であると同時に特権でもあります。

コメントの追加 [A2]: 「多くの人がそう思うから」という理由は、日本人にとっては「社会通念」でしょうが、比較法的観点からは、かなり危険な考え方です。講義の際に、その理由について解説しますので、注意して聞いてください。

コメントの追加 [A3]: 反対意見に耳を傾けることは大切です。しかし、最後に、自分の結論を示すようにしましょう。

コメントの追加 [A4]: 何が適用されるのか、条文を明確にすることが必要です。

コメントの追加 [A5]: 誰が、どのようにして、国民に伝える義務があるのか、具体的に考えてみましょう。簡単には履行できない義務であることが分かるはずで。その場合、どうすればよいのでしょうか。

4. 購入者の判断に、影響を及ぼす重大な部分に当たるとしたのは、名義を必要としている高齢者がいることなどの契約を締結することによるあっせん業者に実質的な損害が生じる可能性について述べていると感じ、他の判例に対する適用は慎重にするべきであると感じている。

コメントの追加 [A6]: 意味が不明です。他の判例（将来の事件？）に何（判旨のどの部分？）を適用するのですか？

5. この事案では名義貸しが不正行為であることを重視するのか、または「絶対に迷惑をかけないから」という支払負担不要の説明が不実の告知に当たるとして名義を貸したことを重くみるのかによって判決がわかれると考える。信義則上、取消しの主張が許されるのであれば、他の判決に影響を及ぼすことや原告の名義貸しをする際の危機管理の欠損を鑑みれば、原告の主張は通らないと考える。しかし、被告側の責任を消費者である原告側に転嫁するのは許されないというべきであるとも考える。

コメントの追加 [A7]: 購入者の負担免除だけでなく、販売業者が支払うので、信販会社にも迷惑がかからないといている点が重要です。

コメントの追加 [A8]: 両立しない考え方なので、最終的に、どちらの見解を採用するのか、明示することが必要です。

6. 立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結により、あっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえるこのような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということはないと思う。

コメントの追加 [A9]: 誰と誰との間の契約なのか、割賦販売法上の正式の名称は何かを記載してみましょう。そうすると、様々な疑問が生じてくると思います。

7. 本件のように顧客側が名義上の購入者となることを承諾している場合にも、販売業者側の意図がわかるかわからないに関わらず、立替払契約成立の判断に影響すると思います。しかし、名義貸しを容認しているし、その行為も一般的に考えて不正であり危険性が高いことは容易にわかることであり、また販売業者側の説明にも不実告知はなく、クレジット会社に対抗の意を示すことは信義則上許されてはならないと考えました。

コメントの追加 [A10]: 日本語の文章として、理解が困難となっています。「…場合にも、…かわらず」の後には、必ず、「…という要件が満たされている以上は」という文章が続かなければなりません。そうでないと、「立替払契約成立の判断に影響する」という文章の意味・理由が不明となるのです。

8. この判決に対して自分が思ったことは、呉服店から名義貸与者に対する説明は布団を買い
たいがローンをくめない高齢者等の人助けのための契約締結であり高齢者等との売買契約や商
品の受け渡しが生じる旨の告知、また支払いについては責任を持って支払い、絶対に迷惑を掛けな
いといったが、この説明の中に購入者が実質的に負う責任の有無や、購入者に対して生じて
しまう可能性のある損害などの有無について、自分は割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号の
判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとなる。よって、この内容について不実告知が
あった場合は購入者に誤認が生じる可能性があるため、購入者が販売業者に利用されたものとも
考えられるので、契約した人たちに関しては契約の申込みの意思表示を取り消すことができると考
える。

上記のものは販売業者と購入者の契約と購入者とクレジットカード会社の契約がつながっている
ものとして考えた上でのものであるが、この 2 つの契約が全くの別種のそれぞれの契約であるとも
考えられる。

2 つの契約が別種のものであると考えると、購入者とクレジットカード会社の契約は販売業者との
契約とは関係ないので購入者がクレジットカード会社に代金を支払うのは当たり前であり、第 3 者
でもあるクレジットカード会社の利益も守る必要があると考え、販売業者が破産してしまってもその
契約は有効であると思えるので割賦販売法等は当てはめられないと考える。よってクレジ
ットカード会社の請求は棄却されず認められ購入者は代金を支払うべきであるとする。

コメントの追加 [A11]: 本件で問題となっている「個別
信用購入あつせん」という取引は、クレジットカード
を利用しない取引です。クレジットカードを使う取引
は、「包括信用購入あつせん」といいます。
クレジット会社とクレジットカード会社とは、たとえ
同一会社だとしても、概念的には、区別すべきでしょ
う。

書式変更: 蛍光ペン (なし)

9. 本件販売業者が、本件立替払契約の締結について勧誘をするに際し、購入者らに対して、ロ
ーンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、高齢者等との売買契約や商品の引
き渡しが実在することを告げた点で、人助けになるという情報を伝えることで、名義貸しをする行為
が良いことであると錯覚してしまい、購入者らの判断に影響が出て、さらに、「支払いについては責
任を持ってうちが支払うから、絶対に迷惑はかけない。」と告げることで、自分にはリスクがないと
思わせることで、その判断をさらに後押しする形になると思う。また、「絶対に迷惑はかけない。」と
いう口頭のみでの約束は、契約締結時に支払金相当額を支払う意思が本当に存在するのかわか
らない。このような点から、本件販売業者のした勧誘は、不実告知の対象となりうると思う。

コメントの追加 [A12]: 「自分だけでなく、信販会社にも
リスクがない」とすべきでしょう。

コメントの追加 [A13]: 保証契約との比較だとすれば、
良い視点です。保証契約との比較については、今回の
講義で触れるつもりです。もしも、講義で言及がなか
った場合には、質問してください。

II 加賀山先生の報告書について

1. いくら業者側に頼まれたからといっても了承した時点で不正な取引である名義貸しに加担したことはたしかである。ローンが組めない高齢者のためにといわれて名義貸しを了承した以上は、クレジット会社への支払いは名義の本人がしなければならないのではないかと私もこの報告書を読んで感じた。

個別信用あっせんにおける名義貸し事件において、名義貸し人の責任を認める判決が多い。その例外として、販売会社の不正行為が重大でありその詐欺手口によって購入者が名義貸しを行った場合であると書かれていた。詐欺でだまされてしまうなど名義を貸した人だけの責任であるとはいえないようなときはこのような例外を認めてもいいのではないかと思った。

立替払契約は第三者のためにする契約であるということが報告書からわかった。割賦販売法だけでなく民法の適用についても考えていくべきだと感じた。

コメントの追加 [A14]: 加賀山説は、ほとんどが一人説なので、安易に信用しないことが大切です。「第三者のためにする契約として捉えている点が面白いと思っ
た。」くらいの感想に留めておきましょう。

2. 基本的に「名義貸し」は、それ自身不正の温床であると思う。加賀山先生の考えと同じように私「購入者といえども、消費者の名において不正に負担すること」は許されるべきではないと思う。

今回の最高裁判決は「名義貸し」であっても購入者側に割賦販売法による取消権行使を認めたものではなく、ただ、最高裁として、割賦販売法の取消権の趣旨を初めに判断したものであり、同様の取消権が認められている特定商取引法の解釈には影響があるものと推測される。

コメントの追加 [A15]: 「の場合に、常に購入者に割賦販売法による取消権を認めたものと解するべきではなく」とする方が分かりやすいと思います。

また、立法はないが、似たような契約構造にあるリース契約における「名義貸し」や空リース契約も影響があるのか、今後の動向に注目していきたいと考える。

3. 自分も加賀山先生と同じく名義貸しや保証契約などの重い責任が生じてしまうリスクがある信用貸しについては無償でなく有償でされるべきであると考え。加盟店が起こした不正行為による損害を購入者に責任転嫁をすることは許されることではない。そのようなことがあると消費者は安心して買物などが出来なくなってしまう。消費者の信用を得ることができなければ全て無意味なことになってしまう。

コメントの追加 [A16]: 「と考えます。なぜなら、…から。」とする方が分かりやすいと思います。

4. 今回のようなトラブルを防止するためには、先生の報告書の中にあるように、加盟店の不正行為に関しては、加盟店と、クレジット会社に責任を負わせるべきだと感じた。加盟店が不正行為を行なったりリスクを、購入者に負わせることが今回のような問題を助長させているように感じる。

コメントの追加 [A17]: 本件の問題は、加盟店が倒産したため、現実には、加盟店に責任を負わせることができないので、クレジット会社に責任を負わせるか、名義貸しをした購入者に責任を負わせるかという問題です。クレジット会社に責任を負わせるべきだという場合には、理由を述べるのが大切です。しかも、それを他人に頼るのではなく、自分の言葉で述べるのが何よりも大切です。

5. 評釈や事実の概要などもちろんのこと、本件事件の図や研究テーマが一つ一つしっかりと分かりやすく掲載されており、とても勉強しやすいと共に、これからの発表などの参考になりました。一番、参考になったのは最後の法律の専門家の方々が本件事件に対してどのような考えかたを持っているかを一覧にされていた表があり、法律の専門家の方々の考え方が比較しやすくて、とても良かったと思いました。

コメントの追加 [A18]: 最大級の誉め言葉で、感服しました。このような誉め言葉は、よく勉強し、かつ、自分に欠けていることを自覚する能力がなければできないことです。この調子で、自分を客観的に見つめつつ、他人をほめる習慣を養うならば、きっと素晴らしい人生を送ることができると思います。

6. クレジット会社の加盟店である販売業者の不正行為に購入者が巻き込まれるのは理不尽であると私は考えていたが、加賀山先生も本判決において同様のことを賛成理由に挙げていた。曰く、クレジット会社の加盟店である販売業者の不正行為については、クレジット会社が責任を負うべきであり、顧客に責任を転嫁することは許されないと。また、購入者が信販会社に対してどう対抗するかわからなかったが、購入者は販売業者との抗弁をもって、信販会社に対抗できると考えるべきであるという考えに私も賛成したい。

コメントの追加 [A19]: 重要な指摘ですが、さらに、割賦販売法 35 条の 3 の 19 条の適用の結果なのか、民法 539 条の適用の結果なのかを明らかにすることが必要です。

7. 加賀山先生の報告書の結論にある、割賦販売方や信義則の規定に頼らず民法で解決できるという考えに驚きを隠せませんでした。多角的にと言いますか、別の法律を使い結論に導くという考えは今まで聞いたこともなく、私もそういった考えを持ったことはありません。レジメを見て出てくる法律視点で考えるばかりだったので、今後この視点をどうにか自分でも使ってみたいと思いました。また結論の最後にある名義を貸す行為は他者への貢献ではないという点は非常に賛同します。今回の例を見たときに一番初めに感じたのは、名義を貸した側は危険な行為であるとわからなかったのかした。そもそも危険な行為であると自覚していればこのような問題に巻き込まれることもないわけで、当事者の考えの甘さという点はどうしても残ると思います。

コメントの追加 [A20]: 最上級の誉め言葉です。判例評釈の《参考資料》の 3 にすべての判例評釈の内容の一覧を掲げたのは、それまでの判例研究とは全く異なる視点から判例を分析しているのが、加賀山評釈であることを示すためのものでした。その点を最初に指摘できるというのは、非常に優れた能力だと思います。この調子で勉強に励むならば、大きな成果を得ることができると思います。もっとも、加賀山説は常に一人説なので、簡単に賛同してはいけません。この説には、注意深く、しかも、疑問点を考えながら接することが必要です。

8. 個別信用購入あっせんにおいて、クレジット会社の代理人として販売業者が相手方である購入者とした代理行為に瑕疵があると思う。そして、代理人である販売業者が、相手方である購入者に対してした本件立替払契約の締結の際の勧誘が不実告知であって、それを本人であるクレジット会社が善意であるか悪意であるかについては、民法 101 条 1 項に基づいて判断されるべきであると思う。

コメントの追加 [A21]: 優れた指摘です。ただし、加盟店契約においては、クレジット会社は、販売業者には代理権を与えず、立替払契約の「申込みの受領権限」だけを与えていると主張していますので、この点について、どのように考えるのか、言及する必要があります。

販売業者が、立替払契約の締結について勧誘した意思表示が不実告知であったとする理由は、「人助けになる。」という情報を伝えることで、社会的にいい行為であると思わせ、さらに「絶対に迷惑をかけない。」と告げることで、自分にはリスクがないと思わせることで、購入者らの名義貸しに対する判断の後押しになりうる影響を与えたのではないかと考える。また、上記の意思表示は、口頭で行われているため、本当に支払金相当額を支払う意思が存在するのかわからない。このような点から、本件販売業者のした勧誘は不実告知の対象となりうると思う。

コメントの追加 [A22]: 「自分のリスクだけでなく、販売店が支払うのだから、信販会社にもリスクがない」と書くと、さらによいと思います。

Ⅲ 千葉先生の評釈(「個別信用購入あっせん」と名義貸し—最三小判平 29・2・21 の意義と影響)(金法 2066 号(2017 年 5 月)38-45 頁)について

1. 千葉先生の評釈には多数意見から見た見解と反対意見の見解と両方の細かな判断基準が書かれていてそれぞれの意見を理解することができた。賛成意見にも反対意見にもどちらにも納得した。この事件の核心として販売業者の倒産のリスクは顧客が負うのかクレジット会社が負うのかという点にあると思う。割賦販売法が改正されて、販売業者が「動機」の点も含めて購入者または役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について虚偽の告知をした場合には、立替払い契約を取り消すことができると規定された。その改正法を見ると私も多数意見であるクレジット会社側がリスクを負うべきという考えに賛成である。

コメントの追加 [A23]: 千葉教授の判例批評の中で、最も難解な箇所は、以下の通りです。

「売買契約と立替払契約が別の契約であれば、立替払契約の取消しを認めただけでは、顧客のクレジット会社に対する既払金の返還請求権の発生を基礎付けることはできない。

クレジット会社は顧客に代わって販売業者への代金債務を弁済していることから、利得がないとする抗弁が可能であり、かえって、顧客が免責された価値について返還を請求できるはずである。」(44 頁)

2. 本判決において、「名義貸しを行うのは、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在すること」を告げた上で、「支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。」などの告知の内容が、「契約締結の重要機に関する重要な事項に当たるもの」と判断した上で、割賦販売法35条の3の13第1項6号にいう「購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に該当すると判断したことは、消費者保護の観点からすれば、妥当な判断のように思う。しかし、「名義貸し」自体が不正の温床であり、ローンを組めないのにも関わらず契約をした購入者側にも過失があるようにも思える。「名義貸し」の事例の場合顧客の責任を全く否定することはできないと思うので、ケースバイケースで判断する必要があると考える。

この点について、学生諸君がどのように格闘するか、期待をしていたのですが、この点に触れたものは、残念ながら皆無でした。

講義の中で、質疑応答を行い、千葉評釈の特色を明らかにすることにしましょう。

3. 抗弁の接続に関して、下級審裁判では見解は分かれていたが名義貸しがあったことをもって信義則違反を認めるのが少なくなっている。本判決では少なくともそれよりは信義則違反が認められづらくなっていると考えられ、実務に大きな影響を与えることとなるのではないかと感じた。

4. 本判決では、いろいろなことが議論になっているが、立替金相当額を詐取した販売業者に責任が及ぶことはいうまでもなく、言い換えると販売業者の倒産のリスクは、顧客が負うのではなくクレジット会社が負うことに自分も賛成である。

5. 立替払契約の取消しを認めただけでは、顧客のクレジット会社に対する既払金の返還請求権の発生を認められないということは、最もなことであると考えます。しかし、クレジット会社の特性から利益がないのであれば、顧客が免責されたものについて返還を請求できるはずであるというところは自分があまり理解できていないということもあり、疑問である。

6. 名義貸しをした場合には、それだけで、顧客が売買契約上の抗弁をもって立替金等請求権について履行を拒絶することは信義則に反すると、これまでの判例では言われていた。しかし本判決により、判例の立場が変更される可能性があり、個別信用購入あっせんについて抗弁接続を認める割賦販売法 35 条の 3 の 19 の適用範囲の解釈にも影響を与えることになるという千葉先生の意見に私も賛成する。

7. 千葉先生の評釈にある多数意見と反対意見の対立点で、私は反対意見を支持します。反対意見では、クレジット会社に被害者を騙すような意図があった、もしくは販売業者側にそのような意図があったことを知っていたかなどが問題となっています。クレジット会社と販売業者は別の法主体でありこの考えが妥当であると思います。多数意見で考えるとあまりにも被害者の救済に傾き過ぎていてクレジット会社側に不利すぎるのではないかと思います。なぜ、後に書かれている考えが多数意見なのか詳しく知りたいと感じました。

以上